

● 寄稿 4

「角度調整金具」事件にみる部分意匠の特定 ---大阪地判平成24年5月24日平成23(ワ)9476(最高裁HP)---

京橋知財事務所 弁理士 梅澤 修

抄録

本件(大阪地裁平成24年5月24日判決)は、2つの意匠権についての侵害差止請求事件である。本件意匠1(意匠に係る物品「角度調整金具用浮動くさび」)は全体意匠、本件意匠2(意匠に係る物品「角度調整金具用揺動アーム」)は部分意匠である。本稿では、本件に含まれている意匠法上の論点を摘示した。そして、部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の特定について、具体的には、図面における「一点鎖線」(部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線)の意義等について若干検討した。

1. 事件の概要

本件は、本件意匠登録1(意匠登録第1379531号、意匠に係る物品「角度調整金具用浮動くさび」)及び本件意匠登録2(意匠登録第1399739号、意匠に係る物品「角度調整金具用揺動アーム」)。本件意匠2は部分意匠である。)の意匠権1及び意匠権2について専用実施権を有する原告が、その専用実施権1に基づき被告のイ号製品の製造等の禁止等を、及びその専用実施権2に基づき被告のロー1号製品、ロー2号製品、及びロー3号製品(まとめてロ号製品ともいう。)の製造等の禁止等を求めたものである。

争点は、以下の通りである。

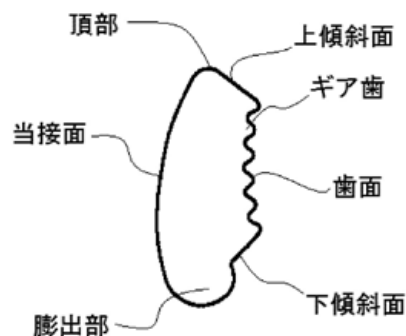
- (1) イ号意匠は、本件意匠1に類似するか(争点1)
- (2) ロー1号意匠は、本件意匠2に類似するか(争点2)
- (3) ロー2号意匠は、本件意匠2に類似するか(争点3)
- (4) ロー3号意匠は、本件意匠2に類似するか(争点4)
- (5) 本件意匠登録1及び2は、意匠登録無効審判により無効とされるべきものであるか
ア 本件意匠登録1及び2について、意匠登録出願への変更前の特許出願に分割要件違反があるか(争点5)
イ 本件意匠登録1について、特許出願から意匠登録出願への変更は適法なものであるか(争点6)
ウ 本件意匠登録2について、特許出願から意匠登録出願への変更は適法なものであるか等(争点7)

裁判所は、①イ号意匠は本件意匠1に類似し、②ロー1

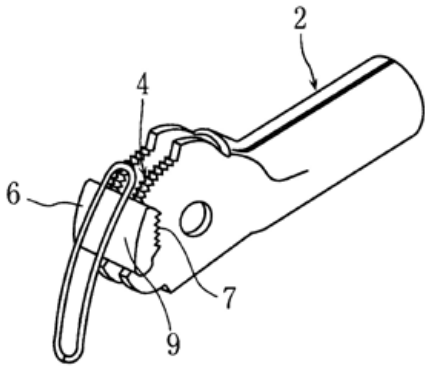
号意匠、及びロー2号意匠は本件意匠2に類似するとして、当該製品の製造等の禁止等を認めたが、③ロー3号意匠は本件意匠2に類似しないとして、原告の請求を棄却した。なお、本件意匠登録は、分割要件違反はなく、適法な意匠登録出願への変更であり、無効とされるべきものではないとされている。

2. 判決文における図面等の添付

本件の判決は、判決文の中に説明図を挿入して、意匠の理解を助けていることが注目すべき点である。すなわち、最初の「本件意匠1の構成」の記載から、【本件意匠1の名称説明図】が挿入されている。(本件意匠1の全体形状、及び本件意匠2の全体形状については、「本件意匠1の【使用状態参考図3】」を参照されたい。)



【本件意匠1の名称説明図】



本件意匠1の【使用状態参考図3】

そして、判決全体において意匠の形態に関する記述をする場合には必要な図面が挿入されている。本稿で全てを紹介できないが、是非、判決を参照していただきたい。公知意匠についても図面が豊富に判決文中に挿入されており、非常に分かりやすくなっている。一般に、意匠登録出願には「図面」等が必須であり（意6条）、また、登録意匠の範囲の認定にも「図面」等が不可欠である（意24条1項）。意匠のように文章だけでなく図面等に基づいて認識される対象に関しては、判決においても、是非図面等が添付される必要があると思われる。

3. 類否判断

(1) 意匠の類否判断の一般論と判断手法

本判決は、意匠の類否判断の一般論を次のように説示する。

「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものである（意匠法24条2項）。

したがって、その判断にあたっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付ける部分について要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。」（35頁）

そして、「このような観点から、本件意匠1の要部について検討する」として、「(ア) 本件実施品1の性質、用途

及び使用態様」、「(イ) 公知意匠」を参酌して、「(ウ) 要部」を認定している。両意匠の類否判断は、「ア 共通点」及び「イ 差違点」を踏まえて、「(ア) 要部における観察について」及び「(イ) 差違点の与える影響について」検討し、「(ウ) まとめ」で総合的な結論を導いている。

本件に説示された類否判断の一般論及び類否判断手法は、最近の裁判例に共通のものである。そして、『意匠審査基準』における類否判断の解釈（一般論及び手法）とも共通すると評価できる¹⁾。この類否判断の解釈は、いわゆる「混同説」と「創作説」の折衷として、「修正混同説」といわれる²⁾。しかし、この解釈では、「需要者の視覚を通じて起こさせる美感」について「物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌」して判断するのであり、主として需要者が物品を使用する際の意匠的效果に着目した類否判断である。したがって、この意匠の類否判断の解釈の妥当なネーミングは、「使用説」といえよう。意匠法の目的について、「創作説」は意匠の創作段階でのアイデアを保護することと解し、「混同説」（「需要説」も同様である。）は市場での意匠の需要喚起機能を保護することと解する。これに対して、「使用説」では、意匠法の目的を、主として物品を使用する際の意匠的效果（視覚的效果）の保護と解するのである。すなわち、意匠が需要者の視覚を通じて起こさせる美感とは、主として意匠に係る物品を使用する際の意匠的效果と解する³⁾。

(2) 類否判断における「作用効果」の意義

本件の類否判断の内容で注目される点は、「作用効果」の評価である。すなわち、本件意匠1の要部について検討する際に、「(ア) 本件実施品1の性質、用途及び使用態様」について、以下のように説示している。

「本件実施品1及び2を用いた角度調整金具では、浮動くさび部材（本件実施品1）の外方側の当接面と弾発部材とが当接することによる当接力、浮動くさび部材の歯部とギアとの噛合及び浮動くさび部材とギアとの間の圧迫力により揺動を抑止するため、ギア部の歯が小さくとも、大きな荷重を受け持つことができ、ギア歯の数を増やすことができるという効果を奏することが認められる。

これらのことからすると、本件実施品1及び2を用いた角度調整金具を使用する需要者ないし取引者は、上記作用効果を奏することに関するギア部分と当接面の各構

1) 詳しくは、拙論『「造形デザイン」の知財判決紹介 (3) 一意匠の類否判断と創作非容易性—「取鍋」事件』（特許ニュースNo.12919, H23.2.4）及び『「造形デザイン」の知財判決紹介 (4) 一意匠の類否判断における類似意匠・関連意匠の参酌—「長柄鋏」事件』（特許ニュース No.13017, H23.6.30）参照。
 2) 小谷悦司「改正意匠法24条2項について」『特許2007Vol.60No.3』, 6頁, 判例タイムズNo.1273 (2008.9.15) 280頁・東京地判平成19.4.18「増幅器付スピーカー事件」の解説, 参照。
 3) 意匠法の目的については拙論『意匠法の問題圏 (第1・2回) 意匠法の目的』（DESIGN PROTECT No.92,11頁, No.93,18頁）参照。

成に注意を惹かれると認めることができる。」(36頁)

本件意匠2の要部についての認定でも、同様の説示がある。「本件実施品1及び2を用いた角度調整金具を使用する需要者ないし取引者は、上記作用効果を奏することに関する、2枚のギア板の配設状況、ギア歯及びその周辺の特微的な構成である突隆部の形状に注意を惹かれると認めることができる。」(47頁)

技術的な作用効果を奏する形態も、需要者の注意を引く場合には、意匠の要部を構成する可能性があることを説示しているといえよう。したがって、逆に、作用効果を奏する部分でない場合は需要者の注意を引かないと評価する説示もある。

「本件意匠2のうち、ギア歯群の左端部から突隆部下端部間に延長部を配設する形状は、角度調整金具の部品として本件実施品2の作用効果を奏する部分であるとは認められない上、詳細に検討して初めて気がつく程度の微小な形状にすぎず、需要者の注意を惹き付ける部分であるとか、全体の美感を左右するものであるというとはできない。」(49頁)

(3) 類否判断における公知意匠の参酌

被告は、本件意匠2の各部の部分的構成態様に関する公知意匠が存在することを踏まえて、「これらの公知意匠を組み合わせるにより本件意匠2の構成態様のうち、上記①ないし④の部分に係る意匠を創作することは容易であるから、これらの形態は、本件意匠2の要部とはならない旨主張する。」

この主張に対して、裁判所は以下のように注目すべき説示をしている。

「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする(意匠法24条2項)とされており、公知意匠からの創作が容易であるかどうかの問題ではないから、被告の上記主張は失当なものであるというほかない。

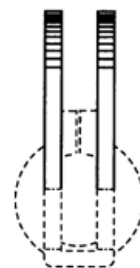
もともと、登録意匠の要部となる部分が、すべて一つの公知意匠に表れている場合には、それを登録意匠の要部と認定することはできないと解される」(47頁～48頁)

これは、意匠の類否判断における公知意匠の参酌手法について、「意匠の類似」と「創作非容易」の問題を明確に切り分るべきことを説示するものである。

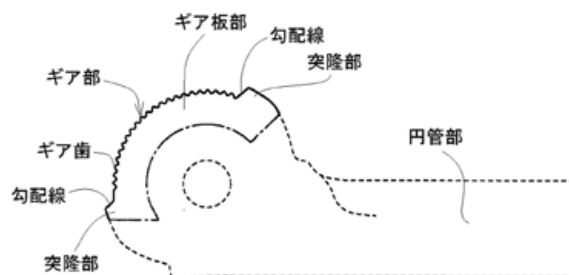
4. 部分意匠(本件意匠2)の認定

(1) 本件部分意匠(本件意匠2)の認定方法

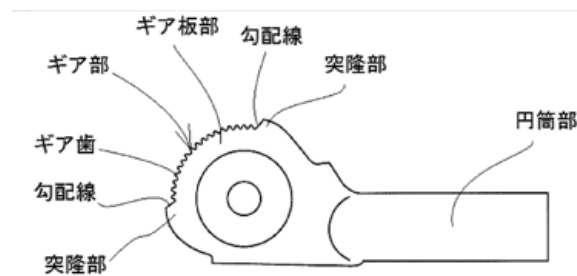
『意匠審査基準』では、部分意匠の認定は、①部分意匠に係る物品、②(意匠登録を受けようとする)部分の用途



【本件意匠2の左側面図】



【本件意匠2の名称説明図】



【ロ-1号意匠の名称説明図】

及び機能、③部分の位置、大きさ、範囲、④部分の形態について認定するとしている(71.3)。本件では、②部分の用途及び機能、③部分の位置、大きさ、範囲について項目を設けた認定はされていない。だが、以下にみるように、③位置等については争点となっており、実質的な認定がされていると解される。なお、判決でみるかぎり当事者も、『審査基準』のような分節的認定を行っていない。

(2) 被疑侵害意匠(ロ号意匠)の認定

ロ号各意匠についても、その「構成」として、本件意匠2の部分に対応する態様についてのみ、基本的構成態様及び具体的構成態様が認定されている。すなわち、本件意匠2の構成に対応する部分の形態だけが、ロ号意匠の構成として認定されている。したがって、部分意匠としての本件意匠2と対比されるロ号意匠は、ロ号製品全体の意匠ではなく、ロ号製品全体意匠の一部として含まれる部分意匠である。

(3) 位置大きさ範囲（ギア板部の表面の範囲）

①本件意匠2とロー1号意匠

上記のように、本件意匠2とロー1号意匠との認定では、部分の範囲等について明記していない。だが、両意匠の「対比」において、原告は、「部分意匠の対比においては、意匠に係る物品における位置、大きさ及び範囲の違いが、類否判断に影響を及ぼすところ、本件意匠2とロー1号意匠は、いずれも正面視において円管部の左側に形成された各ギア板部の左上の位置にあり、その大きさ及びその占める範囲もほぼ同一である。」と主張している。これに対して、被告は、具体的な態様における範囲等の差異を指摘して争っている。

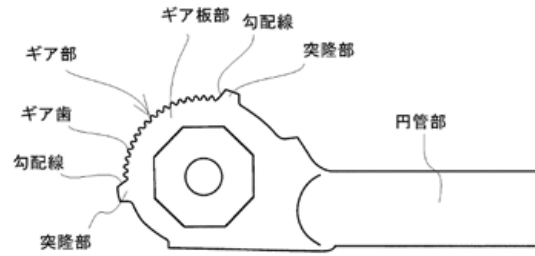
すなわち、被告は、本件意匠2の「ギア板部の表面は平坦である」のに対し、ロー1号意匠には、ギア板部に2重円で表された「円状膨隆部」が形成されており、相違する旨主張する。これに対して、原告は、「ギア板部の表面は本件意匠2の部分意匠として指定された範囲外の形状であるから、本件意匠2との差違とはなりえない」旨主張した。裁判所も原告と同様に解し以下のように説示している。

「被告は、ロー1号意匠のギア板部の表面に円状膨隆部が形成されており、この点においても本件意匠2と相違する旨主張するものの、ギア板部の表面は、本件意匠2の部分意匠として指定された範囲外の形状であるから、本件意匠2との差違点とはなりえず、この点に関する被告の主張は失当なものである。」（51頁）

ロー1号意匠の「円状膨隆部」は、本件意匠2の一点鎖線で区切られた範囲外である。だが、一般論として範囲外の構成が類否判断において全く評価されないわけではない。すなわち、「ブリー」事件で説示されているように、「破線によって具体的に示される形状等は、意匠登録を受けようとする部分を表すため、当該物品におけるありふれた形状等を示す以上の意味がない場合もあれば、当該物品における特定の形状等を示して、その特定の形状等の下における意匠について、意匠登録を受けようとしている場合」もある⁴⁾。本件においても、ロー1号意匠の「円状膨隆部」は、本件意匠2の部分意匠として指定された範囲外の形状であるだけでなく、この種意匠においては「ありふれた形状等を示す以上の意味がない」ことから類否判断に影響がないと評価すべきものと思われる。

②本件意匠2とロー2号意匠

ロー2号意匠についても同様、「被告は、ロー2号意匠のギア板部には八角形状膨隆部が設けられており、本件意匠2と相違する旨主張する。」原告も、「ギア板部は、本件



【ロー2号意匠の名称説明図】

意匠2において部分意匠とされた範囲外の部分であり、類否判断とは関係がないから、被告の上記主張も失当である」旨主張した。これに対して、裁判所は以下のように、ロー1号意匠の場合とはやや異なる説示をした。

「本件意匠2において部分意匠とされた範囲に限れば、かろうじて三角形に4個看取することができるかどうかのものであり、全体の美感を左右するものということとはできない。」（54頁）

説示は結論において妥当である。しかし、前記ロー1号意匠の「円状膨隆部」は「部分意匠として指定された範囲外の形状」とされていた。それに対して、ほとんど位置の変わらないロー2号意匠の「八角形状膨隆部」については、「部分意匠として指定された範囲外の形状」とは認定していない。

厳密に測定すると、「八角形状膨隆部」がやや大きいのかもかもしれない。だが、このような相違が生じたのは、「部分意匠として指定された範囲」を示す「一点鎖線」の意味の解釈にあると思われる。下記の本件意匠2の「上下突隆部」の認定でも同様の相違が生じている。

(4) 一点鎖線の意味（上下突隆部の範囲とその構成態様）

①本件意匠2とロー1号意匠

被告は、「本件意匠2の上突隆部が下突隆部よりも大きい」のに対し、ロー1号意匠の上下突隆部の大きさは同じである」と主張する。これに対して、原告は、「本件意匠2は部分意匠であり、下突隆部の外周部の一部がその範囲に入っているが、下突隆部全体の大きさを何ら限定しているわけではなく、この主張も失当なものである。」旨主張した。

この原告の主張は、「上下突隆部」は一点鎖線によって区切られているが、願書の【意匠の説明】欄に記載したように、「一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線」であり、部分の形状を表す線ではなく、本件意匠2は「突隆部全体

4) 知財高判平成19.1.31平18（行ケ）10317、及び同日平18（行ケ）10318。「ブリー」事件については、満田重昭・松尾和子編『注解意匠法』第6条〔梅澤〕230頁参照。

の大きさ」すなわち突隆部分の構成態様を何ら限定しているわけではないという趣旨と解される。

裁判所は、以下のように説示した。

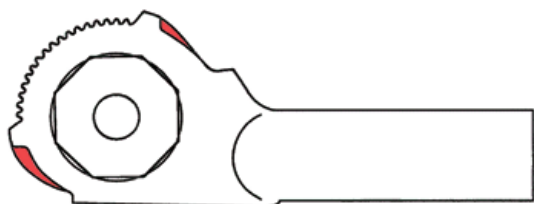
「被告は、本件意匠2の上突隆部が下突隆部よりも大きいのにに対し、ロー1号意匠の上下突隆部の大きさは同じであるとも主張するものの、本件意匠2は部分意匠であり、下突隆部全体の大きさを限定したものであるとは認めることができないから、この点に関する被告の主張も失当なものである。」

この説示は、「本件意匠2は部分意匠であり」との理由しか示していないので、説示が明確に特定できないが、上記の原告の主張の趣旨に沿った説示と解される。「下突隆部全体の大きさを限定していない」という認定は、「一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線で」、部分の形状を表す線ではなく、本件意匠2は「突隆部全体の大きさ」すなわち突隆部分の構成態様を何ら限定しているわけではないとの認定と解される。

更に、明確に言えば、「突隆部全体の大きさ」(＝突隆部分の構成態様)を限定していないということは、正面図において一点鎖線で描かれた形状に大きさを限定するものではなく、同様に、左側面図において一点鎖線で描かれた形状に大きさを限定するものでもないと思われる。したがって、正面図において実線で描かれているとしても、「突隆部」の左側面図に表れる平面の形状は限定されたものではないと解すべきである。なお、上記「ギア板部の表面の範囲」についても、同様に、一点鎖線で囲まれたギア板部の表面については大きさや形状は限定されていないと解すべきである。すなわち、「部分意匠の範囲」と「部分意匠の構成態様」とは別の概念として区別されなければならないと思われる。

②本件意匠2とロー2号意匠

「ロー2号意匠は、ロー1号意匠のうち以下の赤色部分を切除改変したもの」といえる。原告は、「上記改変部分のうち下突隆部の下り勾配線を設けた部分は、本件意匠2において部分意匠とされた範囲外の部分であるから、類否判断とは関係がない。上突隆部の下り勾配線を設けた部分も、上端の限られた領域における差違にすぎず、両側面視、



平面視及び底面視ではほとんど目立たない。また、ギア部の端に設けられた突隆部が正面視で略台形となる形状は周知の形状にすぎず、看者の注意を惹くものではない。」と主張する。

裁判所も、原告の主張を受けて次のように説示している。

「上突隆部のギア部反対側には、ギア板中心に向けて段差が設けられている(下突隆部のギア部反対側も、同様の段差があるが、これは部分意匠の範囲外である。)」(53頁)

しかし、上記①本件意匠2とロー1号意匠との「一点鎖線」表現の考察を踏まえると、本件意匠2の「上突隆部の下り勾配線を設けた部分」についても、本件意匠2は部分意匠であって「突隆部全体の大きさを限定したものではない」から、対比すべき構成ではないと認定すべきものと思われる。原告の主張の真意は不明であるが、ロー2号意匠については、一点鎖線を「境界のみを示す線」と捉えず、当該部分の形状を表す線として認定しているように思われる。

(5) 意匠登録を受けようとする部分の認定

上記のように、①本件意匠2とロー1号意匠との対比においては、一点鎖線は「境界のみを示す線」であり、部分意匠の構成態様を限定したものではないとの観点から意匠を認定しているのに対し、②本件意匠2とロー2号意匠との対比においては、一点鎖線は形状を表す線と捉え、部分意匠の構成態様を限定したものとの観点から、意匠を認定していると解される。

しかし、「一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線」である。したがって、「一点鎖線で表された形状」は部分意匠の部分の構成態様として認定すべきはない。部分意匠の構成態様と認定できるのは、その一点鎖線で区切られた範囲内に存在する「対比の対象となり得る」単位、すなわち「まとまりのある部分」であり、「形態(ゲシュタルト)」として認識されうる部分でなければならない。『意匠審査基準』でも、「意匠登録を受けようとする部分」が、当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていないければ、意匠を構成しないものとして(71.4.1.1.6, 87頁)。その事例として「包装用容器」を掲げているが、この事例において一点鎖線で囲まれた範囲は、意匠登録を受けようとする部分の「一定の範囲」であるが、その一点鎖線で表された外形状は部分意匠を構成するものとは認定されない。

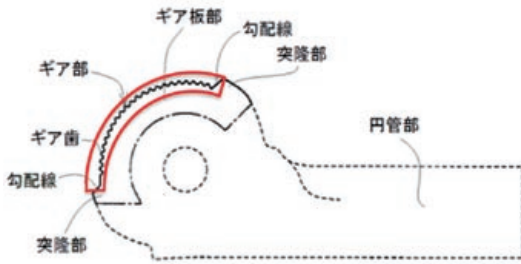
したがって、本件意匠2の場合、部分意匠の構成態様として認定されるのは、「上下の勾配線」とそれに連続する「ギア歯」の形状である(厳密に言えば、当該部分の側面に表れる面である。【参考図】で赤線で囲んだ部分の側面。)

【事例】「包装用容器」



それ以外の部分は、「対比の対象となり得る」部分ではなく、部分意匠の構成態様と認定すべきものではない。ギア板部は平坦面であって、格別の形状や模様は存在しないからである。また、上下の突隆部も平坦面が連続するものであり、一点鎖線はその部分を任意に切り取った線ではない。ギア板部や上下の突隆部の態様は、本件意匠2の部分の構成態様ではなく、部分意匠の位置等を認定するための構成態様と解される。

なお、特許出願から意匠出願への変更に関して、「本件意匠2は、乙1特許出願に係る部材のうち「押し返し突部」「ギア部」「押し出し突部」に係る部分を取り出したもの」と説示されている（下記参照）。この「押し返し突部」「ギア部」「押し出し突部」に係る部分の構成は、本件意匠2の部分の構成態様、すなわち、「上下の勾配線」とそれに連続する「ギア歯」の形状に相当するものと思われる。裁判所も、本件意匠2の「創作の単位」（審査基準）としては、上記構成態様に限定して捉えていたと推認される。

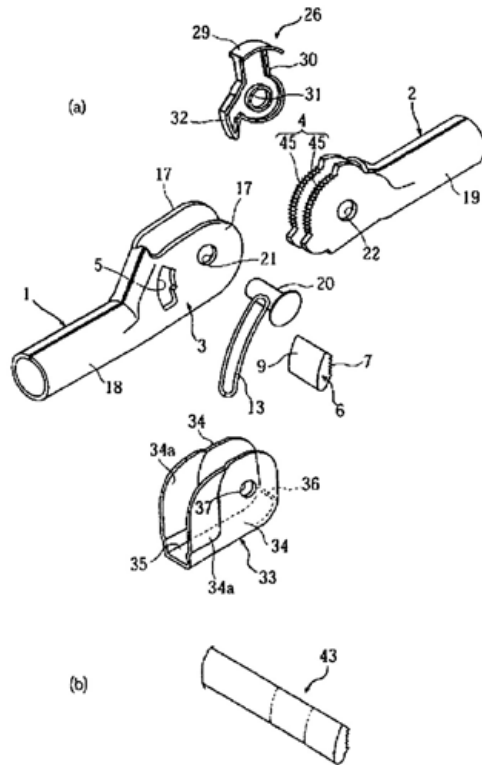


【参考図：部分意匠の範囲と部分意匠の構成態様】

5. 出願変更

①本件意匠登録1について、特許出願から意匠登録出願への変更は適法なものであるか

「本件意匠登録1に係る出願は、乙1特許出願（特願2005-50055）を分割して出願したものを意匠登録出願に変更したもの」である。



【図3】

被告は、「乙1特許出願に係る明細書及び図面では、本件意匠1の右側面の形状及び側面視形状における縦横比が明らかではなく、意匠登録出願への変更は不適法なものである」旨主張する（【図3】参照）。

しかし、【図3】や明細書【0025】「この浮動くさび部材6は、図3(b)に示したような鉄鋼材から成る長尺状引抜き材43を、所定長さに切断して、形成される。」旨の記載等から、明細書及び図面では、本件意匠1の態様が明らかでないとの主張は認められなかった。

②本件意匠登録2について、特許出願から意匠登録出願への変更は適法なものであるか等

被告は、「全体意匠から部分意匠を取り出すには、当該部分の重要性、意匠としてのまとまり等がなければならないが、乙1特許出願に係る明細書及び図面では、本件意匠2の部分につき、特定の機能や一定の重要性を有するとか、まとまりがある等の説明はない。少なくとも、本件意匠2は、突隆部として看取される部位を分断し、一体的形状を損なうものである。」旨主張する。これに対し、原告は、「本件意匠2は、ギア板部とその両端に形成されている突隆部からなるものであって形状としての一体性があり、浮動くさびと噛合して機能するものであるから、機能上の一体性もある。」旨主張した。

裁判所は、次のように説示した。

「本件意匠2は、乙1特許出願に係る部材のうち「押し返し突部」「ギア部」「押し出し突部」に係る部分を取り出したものであることが認められるから、本件意匠2は、本件意匠2の意匠に係る物品である「角度調整金具用揺動アーム」のうち、特定の機能を有する部分を取り出したものであり、この点に関する被告の主張は前提を欠いているというべきである。

また、前記2で述べたところからしても、本件意匠2は、それ自体において美感を起こさせるに足りるものであり、本件意匠2の意匠に係る物品について、他の意匠と対比する際に対比の対称となりうる部分として十分なものであるということもできる。

したがって、本件意匠2が「物品の部分」に当たるものではない旨の被告の主張には理由がない。」(64頁～65頁)

『意匠審査基準』では、出願変更の実体的要件として、「もとの特許出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的に記載されていること」及び「変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願の最初の明細書及び図面に表された意匠と同一であること」が挙げられている。

本件説示によれば、上記要件を満たすことを前提として、明細書及び図面中に記載された意匠から「部分を取り出した」場合でも、意匠登録出願への変更が認められると解される。本件においては、取り出した意匠は、本件意匠1は全体意匠(部品)であり、本件意匠2は部分意匠であった。

なお、本件意匠2について特許出願に係る部材のうちから取り出したとする、「押し返し突部」「ギア部」「押し出し突部」に係る部分は、原告のいう「ギア板部とその両端に形成されている突隆部」とは若干部分が異なると思われる。すなわち、本件意匠2との対応が明確ではないが、当該部分には「上下の勾配線」とそれに連続する「ギア歯」の形状は当然に含まれるが、ギア板面や上下の突隆部の平面の形状は含まれないと解される(上記「意匠登録を受けようとする部分」参照)。

6. 部分意匠と意匠法26条

本件意匠1(意匠登録第1379531号)は、平成17年2月25日出願の特許出願を意匠登録出願に変更し、平成22年1月8日意匠登録を受けたものであり、本件意匠2(意匠登録第1399739号)は、平成17年2月25日出願の特許出願を意匠登録出願に変更し、平成22年9月24日意匠登録を受けたものである。

これに対して、被告は、イ号、ロー1号、ロー2号の各製品全体の意匠について意匠登録を受けている。すなわち、イ号の意匠については、平成21年1月30日意匠登録出願をし、平成21年6月12日意匠登録を受け(意匠登録第1364780号)、ロー1号の全体意匠については、平成20年10月8日出願の特許出願を意匠登録出願に変更し、平成23年2月4日意匠登録を受け(意匠登録第1408702号)、ロー2号の全体意匠については、平成22年7月22日意匠登録出願をし、平成23年2月4日意匠登録を受けている(意匠登録第1408703号)。

ロー1号の全体意匠、及びロー2号の全体意匠の意匠登録出願日は、本件意匠2の出願日後であるが、裁判所は、「本件意匠2が部分意匠であるため、いずれも拒絶されなかったものと推測される。」と説示している。

本件では、ロー1号意匠(ロー1号製品の本件意匠2に相当する部分意匠)及びロー2号意匠(部分意匠)は本件意匠2に類似すると判断された。したがって、ロー1号の登録意匠(全体意匠)及びロー2号の登録意匠(全体意匠)は、本件意匠2(部分意匠)に類似する意匠を、その一部に包含するものである。すなわち、「他人の登録意匠に類似する意匠」を「利用するもの」で、意匠法26条1項の規定により、意匠権者であっても当該意匠を業として実施することができない⁵⁾。他人の登録意匠を利用する場合は、自己の登録意匠を実施しているとしても、他人の意匠権の侵害を構成することがある。意匠登録を受けたとしても安心して実施できるとはいえないのである。先願部分意匠に対して、部分意匠としては類似する部分を包含するが、破線部を含めた全体意匠としては類似しない後願の全体意匠は、意匠登録を受けることができる(意3条1項)。また、破線部を含めた全体意匠と類似する後願意匠でも、先願部分意匠の公報発行前であれば、意匠登録を受けることができる(意3条の2)。部分意匠制度が設けられたことによって、利用関係のケースが増えていると思われる。

profile

梅澤 修(うめざわ おさむ)

昭和51年(1976)特許庁入庁
意匠審査官・審判官
平成21年(2009)辞職
現在：京橋知財事務所弁理士

5) 「利用」については、拙論『造形デザイン』の知財判決紹介(1)一部品意匠、及び形状意匠の意匠権の効力(下)－「顕微鏡」事件(特許ニュースNo. 12716, H22. 4.2)参照。部分意匠の利用については、竹田稔『知的財産権侵害要論[特許・意匠・商標編 第4版]』(発明協会)503頁参照。